

令和 3 年 度

消 防 本 部  
定 期 監 査 報 告 書

笛吹市監査委員

## 1 監査の対象

消防本部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

## 2 監査基準日・監査の範囲

令和3年9月30日現在の財務及び事務に関すること

## 3 監査の実施日

令和3年11月16日 午前10時20分から

## 4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、消防本部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめた。

1 「令和2年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4－① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4－② 「指定事項調書」

なし

5 「公有財産購入に関する調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「委託調書」

8 「工事台帳」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

11 「滞納状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

16 「郵便切手、はがき、収入印紙受払状況」

交際費支出状況調書

## 5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。
- ・ 現金出納が適正に行われているか。

## 6 監査の結果

### (1) 予算・財務に関する事務

令和3年9月30日現在における消防本部から提出された一般会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。収納事務については、検査の結果適切に処理されていた。

### (2) 事務・事業の執行状況

消防本部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

## 7 指摘・要望事項

|      |          |      |
|------|----------|------|
| 消防本部 | 事務<br>事業 | 特になし |
|------|----------|------|

## 8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

○消防本部

《指摘要望事項》

随意契約を行う場合には、複数社から見積もりを徴し、内容等を比較し、市に有利な者と契約していただきたい。

《対応措置の内容》

○消防本部

消防本部の委託契約についての業者選定は、特殊な業務は1社の随意契約としているが、一般的な業務は、複数社から見積りを徴し業者を選定し随意契約としている。

昨年度まで、被服貸与関連（防火服、活動服、救急服、救助服、防火靴等）の購入について、仕様書に基づき1社の随意契約としていたが、本年度から仕様書は前年度同様に作成し、複数社から見積りを徴し業者を選定し購入を進める。

## 9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、本年度はなかった。